

第3 退職後の医療保険制度について

1. 退職後の医療保険制度（保険証）

(1) 医療保険制度の概要

日本の医療保険制度は、「国民皆保険」となっており、国内に居住する者は何らかの公的医療保険制度に加入することが義務付けられています。

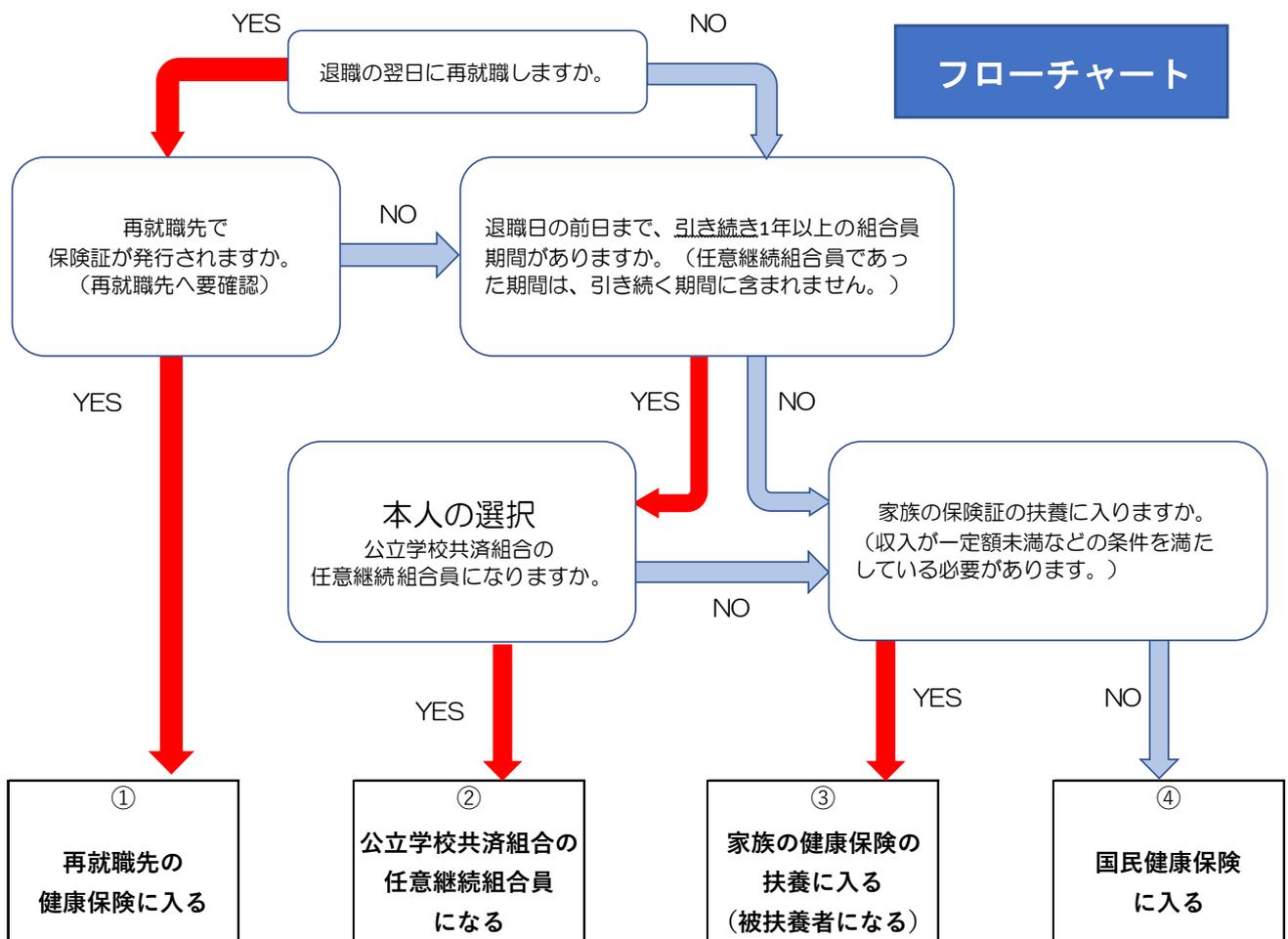
公立学校等の職員は、職員となった日から公立学校共済組合の組合員資格を取得し、掛金を負担して医療給付等を受けますが、その組合員資格は退職の翌日に喪失します。

ただし、一定の条件を満たせば、最長 2 年間資格が継続する制度（任意継続組合員制度）に加入することができます。

(2) 退職後に加入する医療保険制度

退職後に加入する医療保険制度は、以下の 4 つから御自身で選択することになります。選択できる医療保険制度は、退職後の状況によって異なります。

なお、4 月 1 日から暫定再任用(常勤)になる方は、現在お使いの組合員証をそのまま使用となります。



暫定再任用(常勤)及び、**加入条件を満たす**暫定再任用(短時間)・定年前再任用短時間になる方は、公立学校共済の組合員証をそのまま使用

公立学校共済組合で加入の手続きをする

認定要件は健康保険により異なるため、確認が必要

住民票のある市役所や役場で加入の手続きをする

(3) 任用形態と健康保険

退職後の主な再就職先として同所属機関での任用形態変更があります。内容は次のとおりです。

任用形態	健康保険
暫定再任用(常勤) 任期付教職員(常勤) 特任教授(常勤) ※	公立学校共済組合に継続加入(被扶養者を含め、組合員証返却不要) (※ 特任教授については、大学勤務の方のみ対象)
暫定再任用(短時間) 定年前再任用短時間 任期付教職員(短時間)	加入の要件を満たせば、公立学校共済組合に継続加入(組合員証返却不要) 加入の要件: ① 週 20 時間以上勤務 ② 2 か月を超える任用 ③ 賃金月 8.8 万円以上
臨時的任用教職員 (期間採用・代替教職員) 会計年度任用職員	加入の要件を満たせば、公立学校共済組合に継続加入(組合員証返却不要) 加入の要件: ① 週 20 時間以上勤務 ② 2 か月を超える任用 ③ 賃金月 8.8 万円以上

(4) 現在被扶養者になっている家族が加入する医療保険制度

組合員の退職と同時に被扶養者も資格喪失となり、健康保険も次の中から選択する必要があります。

A. 退職者の保険証の被扶養者になる。

① 退職者が公立学校共済組合の任意継続組合員になった。

(認定の要件を備えていれば、引き続き被扶養者として認定できます。継続認定または認定の取消しを希望する場合は、「任意継続組合員申出書※」に必要事項を記載して提出してください。)

※山梨支部 HP からダウンロード又は 2 月に所属所あて通知内添付されています。

② 退職者が再就職先で健康保険に加入した。

③ 退職者が暫定再任用等で引き続き公立学校共済組合員である。(被扶養者も引き続き認定可能なため、被扶養者証の返却は不要で、そのまま使用できます。)

B. 他の家族の保険証の被扶養者になる。

⇒他の家族が健康保険に加入している場合に選択ができます。認定の要件は、健康保険により異なるため、御家族の勤務先担当者に確認をしてください。

C. 国民健康保険に加入する。

⇒A.B.いずれにも当てはまらない場合です。住民票のある市役所や役場で加入手続きができます。

(5) 組合員証の返納および注意事項

- 退職の翌日以降は、組合員証(被扶養者証を含む)及び高齢受給者証等の各種証を使用することはできません。退職時の所属所に返納してください。(市町村単独教員の方は市町村の担当者へ返納のこと)ただし、退職後の任用によって、現在お持ちの組合員証を引き続き使用する場合があります。(別添【組合員証返納チャート】を参照してください)
- 資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくことになります。
- 任意継続組合員になった場合は、任意継続組合員証(被扶養者分を含む)及び各種証を改めて交付しますので、医療機関を受診する際に提示してください。

2. 任意継続組合員制度

(1) 任意継続組合員制度とは

退職後の最長2年間、医療給付等の短期給付と福祉事業それぞれについて一部の適用を受けることができる制度で、新たに任意継続組合員の証が発行されます。(受けられる給付等は、P7を参照)

(2) 資格の取得と喪失について

- 次の条件を満たしたとき、任意継続組合員の**資格を取得**します。

- ① 退職の前日までに引き続き1年以上組合員であったこと(在職期間が1年と1日以上必要)
令和5年4月1日に就職し、令和6年3月31日に退職する場合は、引き続き組合員であった期間が1日足りないため、任意継続組合員になることができません。
- ② 退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」の提出と掛金の払込みを行うこと。(令和6年3月31日退職の場合は、令和6年4月19日が締め切りとなります。)
◎期日を過ぎた申出書の提出や掛金の納付は認められません。

- 次のいずれかに該当したとき、任意継続組合員の**資格を喪失**します。

- ① 任意継続組合員の資格取得から2年を経過したとき
- ② 掛金を期日までに払い込まなかったとき
- ③ 再就職等で健康保険の被保険者になったとき(または共済組合員になったとき)
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 自己都合で任意継続組合員をやめる旨を申し出た場合に、申出書を共済組合が受理した月の末日が到来したとき(国民健康保険に加入する場合や、家族の被扶養者になる場合は、こちらに該当します)
- ⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき(75歳に到達した方など)

上記の③・④・⑤に該当する場合は、様式等の提出が必要になりますので、公立学校共済組合まで御連絡ください。⑤による資格喪失手続きは、月単位でいつでも行うことができます。

- ※ 任意継続組合員の資格を喪失し、再度任意継続組合員となるには、また新たに資格取得の条件を満たさなければなりません。

(例)

3/31 退職	4/1~6/30 無職	7/1~翌年 6/30
一般組合員	任意継続組合員	<u>一般組合員または短期組合員</u>

退職日前日は6/29となり1年間に満たないので再度任意継続組合員になることはできない。(6/30までの任意継続組合員であった期間は含めることはできない。)退職日が翌年7/1以降であれば認められる。

(3) 掛金について

< 掛金額 >

任意継続組合員の掛金は、「短期任意継続掛金(全員計算)」と「介護任意継続掛金(40歳以上 65歳未満の方のみ計算)」の合計金額となります。

次の①・②のうち、いずれか低い額に掛金率を乗じた額が1か月の掛金額となります。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 公立学校共済組合の全組合員の令和5年9月30日における平均標準報酬月額
(令和4年の平均額は410,000円。令和5年の平均額は、2月中旬に改めて通知します。)

掛金率(令和5年4月～令和6年3月)

短期任意継続掛金分・・・93.20/1,000

介護任意継続掛金分・・・16.00/1,000

来年度の掛金率は変更される可能性があります。決定され次第、改めて通知します。

< 掛金の計算例 >

令和5年度の数値を適用して計算すると、以下のようになります。

(標準報酬月額別任意継続掛金は、P6を参照)

(平均標準報酬月額や掛金率の変更により、実際の加入時の掛金額と異なる可能性があります。)

退職時の年齢60歳、退職時の標準報酬月額530,000円の場合
40歳以上65歳未満のため、短期任意継続掛金・介護任意継続掛金の両方を計算します。

530,000円(①) > 410,000円(②)より、②に掛金率を乗じます。

短期任意継続掛金 = 410,000円 × 93.20/1,000 = 38,212円

介護任意継続掛金 = 410,000円 × 16.00/1,000 = 6,560円

合計 44,772円(月額)

退職時の年齢31歳、退職時の標準報酬月額300,000円の場合
40歳未満のため、短期任意継続掛金のみ計算します。

300,000円(①) < 410,000円(②)より、①に掛金率を乗じます。

短期任意継続掛金 = 300,000円 × 93.20/1,000 = 27,960円

合計 27,960円(月額)

< 掛金の納入方法 >

次の3つから選択できます。

- ① 12か月前納払い ② 6か月前納払い ③ 各月払い(口座振替、山梨中央銀行のみ)

前納払い(①または②)を選択した場合は、割引があります。**③を選択し、残高不足等により振替ができなかった場合は、翌月の1日付けて任意継続組合員の資格を喪失します。**

なお、在職中の組合員掛金は給与から天引きされていましたが、任意継続組合の掛金は御自身で納入することとなります。

< 納入方法による掛金額の比較 >

(例)退職時の標準報酬月額が410,000円以上の場合(令和5年度の掛金率を適用した場合)

	12か月前納払い	6か月前納払い	各月払い (山梨中央銀行のみ)
年額	短期 38,212 + 介護 6,560 ×12ヶ月前納率 =526,004 円	短期 38,212 + 介護 6,560 ×6ヶ月前納率×2回 =531,162 円	短期 38,212 + 介護 6,560 ×12ヶ月(割引なし) =537,264 円
割引額	11,260 円 (口座振替と比較)	6,102 円 (口座振替と比較)	なし
払込時期	毎年3月 (2年目以降も同様)	毎年3月と9月 (2年目以降も同様)	毎月22日に翌月分を 指定口座から振替

※ 3月中に納入する場合の金額になります。4月以降に納入する場合は、金額が変わります。

※ 標準報酬月額毎の掛金額については、P6の早見表を参照してください。

< その他 >

- ① 被扶養者の有無によって掛金額が変わることはありません。
② 掛金を納めた後に、再就職や申し出により任意継続組合員資格を喪失した場合は、資格喪失月以降の掛金を還付します。

ただし、資格を取得した月と喪失した月が同月の場合は、1か月分の掛金を除いた額を還付します。

(例1)令和6年4月~令和7年3月分の掛金を前納したが、令和6年7月1日に再就職し、任意継続組合員資格を喪失した。

⇒ 令和6年7月~令和7年3月分の掛金を還付します。

(例2)令和6年4月~令和7年3月分の掛金を前納したが、令和6年4月20日に再就職し、任意継続組合員資格を喪失した。(取得と喪失が同月内)

⇒ 令和6年5月~令和7年3月分の掛金を還付します。

- ③ 2年目の掛金額は、令和7年3月上旬に通知します。通知は御自宅へ送付されます。

< 標準報酬月額別 任意継続掛金早見表 >

退職時の 標準報酬月額 (短期)	掛金額						退職時の 標準報酬月額 (短期)
	退職時年齢		退職時年齢 40歳～64歳				
	40歳未満	65歳以上	短期月額	介護月額	短期年額	介護年額	
410,000円 以上	38,212	458,544	38,212	6,560	458,544	78,720	410,000円 以上
380,000円	35,416	424,992	35,416	6,080	424,992	72,960	380,000円
360,000円	33,552	402,624	33,552	5,760	402,624	69,120	360,000円
340,000円	31,688	380,256	31,688	5,440	380,256	65,280	340,000円
320,000円	29,824	357,888	29,824	5,120	357,888	61,440	320,000円
300,000円	27,960	335,520	27,960	4,800	335,520	57,600	300,000円
280,000円	26,096	313,152	26,096	4,480	313,152	53,760	280,000円
260,000円	24,232	290,784	24,232	4,160	290,784	49,920	260,000円
240,000円	22,368	268,416	22,368	3,840	268,416	46,080	240,000円
220,000円	20,504	246,048	20,504	3,520	246,048	42,240	220,000円
200,000円	18,640	223,680	18,640	3,200	223,680	38,400	200,000円
190,000円	17,708	212,496	17,708	3,040	212,496	36,480	190,000円
180,000円	16,776	201,312	16,776	2,880	201,312	34,560	180,000円
170,000円	15,844	190,128	15,844	2,720	190,128	32,640	170,000円
160,000円	14,912	178,944	14,912	2,560	178,944	30,720	160,000円
150,000円	13,980	167,760	13,980	2,400	167,760	28,800	150,000円
142,000円	13,234	158,808	13,234	2,272	158,808	27,264	142,000円
134,000円	12,488	149,856	12,488	2,144	149,856	25,728	134,000円
126,000円	11,743	140,916	11,743	2,016	140,916	24,192	126,000円
118,000円	10,997	131,964	10,997	1,888	131,964	22,656	118,000円
110,000円	10,252	123,024	10,252	1,760	123,024	21,120	110,000円
104,000円	9,692	116,304	9,692	1,664	116,304	19,968	104,000円
98,000円	9,133	109,596	9,133	1,568	109,596	18,816	98,000円
88,000円	8,201	98,412	8,201	1,408	98,412	16,896	88,000円

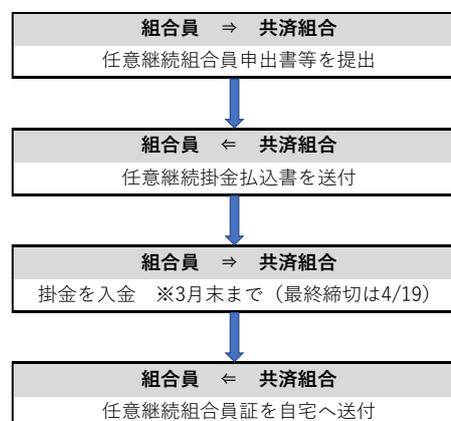
※ 各月払いを選択した場合の掛金額になります。前納払いを選択した場合は、年額に割引がかかります。

※ 上記の金額は、令和5年4月～令和6年3月の掛金率を適用した金額になります。令和6年4月以降の任意継続掛金については、掛金率や全組合員の平均標準報酬月額の変更に伴い変動する可能性があります。

(4) 任意継続組合員の加入手続きについて

年度末退職者の任意継続組合員加入手続き期間は、2月下旬～3月下旬を予定しています。

日程の詳細は2月中旬に通知します。手続きの大まかな流れは右図のとおりです。



(5) 任意継続組合員加入後に公立学校共済組合山梨支部への連絡が必要な場合

次の場合は、支部へ御連絡のうえ手続きを行ってください。

- ・ 任意継続組合員を途中で脱退する場合
- ・ 組合員および被扶養者が転居した場合
- ・ 新たに被扶養者としていたい方がいる場合、被扶養者の取消しをしたい方がいる場合
- ・ 「限度額適用認定証」の発行を希望する場合
- ・ 短期給付（療養費、出産費、埋葬料、災害見舞金など）の申請を行う場合

(6) 任意継続組合員として受けることができる給付等について

< 給付 >

一般の組合員と同様に、短期給付を受けることができます。ただし、休業給付（休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金）は給付の対象外となります。休業給付のうち、傷病手当金及び出産手当金については、一定の条件（PIO～II を参照）を満たした場合、給付の対象となります。給付の申請を行う際は、公立学校共済組合山梨支部まで御連絡ください。

< 福祉事業 >

以下を利用することができます。

特定健康診査・特定保健指導

40歳～75歳の方は、共済組合が発行する受診券・利用券を使用することで、特定健康診査・特定保健指導を無料で受けることができます。特定健康診査は、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの予防と改善を目的とした検査です。検査項目は次のとおりです。

- 身体計測（身長、体重、腹囲）
- 血圧測定
- 血液検査（脂質、血糖、肝機能）
- 尿検査（尿糖、尿タンパク）
- 医師による診察

◎ よくある質問「人間ドックの受診に際して、共済組合から費用の補助はありますか？」

⇒ 任意継続組合員が人間ドックを受診する際、共済組合からの費用補助はありません。

ただし、自費での人間ドック受診時に上記「特定健康診査受診券」が併用できる医療機関では、特定健康診査費用分を控除した額で受診できます。なお、併用の可否については医療機関へお問い合わせください。

宿泊施設特別利用者証（退職の希望者に配布）

公立学校共済組合の直営宿泊所に宿泊する際に提示すると、組合員料金で宿泊できます。御家族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）にも組合員料金が適用されます。有効期限はありませんので、生涯利用できます。紛失等により再発行を希望する場合は、公立学校共済組合山梨支部まで御連絡ください。

3. 医療保険制度の比較

(1) 医療保険制度の選択について

再就職先で健康保険や共済組合に加入する場合は、他の医療保険制度を選択することはできません。それ以外の場合は、任意継続組合員・国民健康保険・家族の被扶養者の中から選択することになります。それぞれの保険料(掛金)と給付(法定給付と附加給付)内容の比較が、選択の際のひとつの目安となります。

(2) 各制度の概要

任意継続組合員・国民健康保険・家族の被扶養者の概要は以下のとおりです。

	任意継続組合員	国民健康保険	家族の被扶養者
本人の保険料 (掛金)	退職時の標準報酬月額等を基に算出。 令和5年度の最高年額 ⇒ 537,264円 翌年度もほぼ同程度の金額となる。	前年の所得、世帯の加入者数等をもとに算出。 令和5年度の最高年額 ⇒ 1,040,000円 退職後の所得により、翌年度の金額が変動する。	家族の被扶養者になった場合、保険料はかからない。
被扶養者の 保険料 (掛金)	被扶養者分の掛金はかからない。また、被扶養者の有無により本人の掛金額が変わることはない。	一人一人が国民健康保険に加入することになるため、人数分の保険料を納める必要がある。	—
共通の給付 (法定給付)	受診時の窓口負担額 医療費総額の3割(6歳未満は2割、70歳以上は2割または3割) 高額療養費 所得によって計算方法が異なる		
共通の給付で 異なる部分	高額療養費に該当し、限度額適用認定証を使用しなかった場合は、高額療養費以上自己負担した金額を自動で給付する。	高額療養費に該当し、限度額適用認定証を使用しなかった場合は、高額療養費以上自己負担した金額を申請により給付する。	高額療養費の給付方法は、家族が加入している健康保険により異なる。
独自の給付 (附加給付)	1か月間に1つの医療機関での窓口負担が25,000円以上になった場合は、自動で払戻金等が給付される。	附加給付の制度はない。	給付内容は、家族が加入している健康保険により異なる。

(3) 医療保険制度選択の際の注意事項

< 任意継続組合員になることができるタイミングについて >

任意継続組合員は、退職後引き続き共済組合の健康保険の適用を受ける制度です。そのため、退職の翌日に他の医療保険制度（再就職先の健康保険、国民健康保険、家族の被扶養者）に加入した場合、その医療保険制度を脱退した後に任意継続組合員になることはできません。

(例) 3月31日に退職し、4月1日から家族の被扶養者になったが、収入が増えたため

5月1日に家族の扶養から抜けることになった。

⇒ 退職の翌日から他の医療保険制度に加入しているため、5月1日から任意継続組合員になることはできません。再就職先の健康保険に加入することができない場合は国民健康保険に加入することになります。

< 家族の被扶養者になる場合について >

家族の被扶養者になるためには、身分関係・生計維持関係・収入等の要件を満たす必要があります。自身が被扶養者になれるかどうか、家族が加入している健康保険の担当者（または家族の勤務先の担当者）へよく確認してください。また、家族の被扶養者になった後も、収入の変動等に注意してください。被扶養者でいられなくなった場合は、国民健康保険に加入することになります。

(よくある質問)

Q1. 退職金は収入に含まれますか？

A1. 含まれません。

Q2. 個人年金は収入に含まれますか？

A2. 一括で全額を受取る場合は、収入には含まれません。年1回等、分割して受け取る場合は、収入に含まれます。

Q3. 注意すべき収入はありますか？

A3. 給与収入の他、障害年金、遺族年金、個人年金、財形年金、企業年金、農業収入、営業収入、事業収入、株式の譲渡による利益、配当、売電による利益、傷病手当金等も被扶養者の収入に含まれます。詳細は家族が加入している健康保険の担当者へ確認してください。

(参考) 公立学校共済組合山梨支部の被扶養者の要件

- ① 身分関係及び生計維持関係を満たしている者
- ② 年間収入が130万円未満の者(退職後12ヶ月の見込み額)
(ア) 60歳以上及び障害年金受給程度の障害を有する場合は、180万円未満の者
- ③ 日本国内に住民票住所を有している者

4. その他

(1) 給付金口座について

在職中に使用していた給付金口座は、引き続き医療費の払戻金等の振込口座として使用されます。退職後または任意継続組合員資格喪失後、約2年間は解約の手続きを行わないようにしてください。

医療費の払戻金の振込がある場合は、「あなたの医療費について」(自宅宛て郵送)でお知らせします。

(2) 任意継続組合員にならない場合でも受けられる給付について

任意継続組合員にならなかった場合でも、以下の給付を受けることができます。給付の申請を行う際は、公立学校共済組合山梨支部まで御連絡ください。

< 傷病手当金 >

1年以上組合員であった方が退職時に傷病手当金の給付を受けている場合は、退職後も引き続き残りの期間の給付を受けることができます。ただし、附加給付を受けることはできません。

$$\text{支給額(日額)} = \frac{\text{標準報酬日額} \times 2}{3}$$

$$\text{標準報酬日額} = \text{標準報酬月額} \div 22$$

ただし、次のいずれかに該当する場合は、給付を受けることはできません。

- 労働能力がある場合
- 他の組合の組合員または健康保険の被保険者となった場合

※ 退職時に傷病等で休職している方は、傷病の状況により退職日以降に給付を受けられる場合がありますので、公立学校共済組合山梨支部まで御相談下さい。

※ 同一の傷病により障害年金・障害一時金等が決定し、傷病手当金の受給期間に遡って支給される場合は、傷病手当金との調整を行う必要がありますので、必ず御連絡ください。

※ 傷病手当金の受給期間中に出産手当金の給付事由が生じた場合は、給付の調整を行います。

< 埋葬料 >

退職後、3か月以内に組合員が亡くなった場合、給付を受けることができます。

支給額:50,000円

< 出産費 >

1年以上組合員であった方が退職後6ヶ月以内に出産した場合、給付を受けることができます。

支給額:500,000円(産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合)
488,000円(その他の医療機関で出産した場合)

ただし、次のいずれかに該当する場合は、給付を受けることはできません。

- 出産するまでの間に、他の組合の組合員または健康保険の被保険者となった場合
- 共済組合員の資格喪失後に家族の被扶養者となり、「家族出産費」の受給を選択した場合
- 妊娠4か月未満の分娩の場合

< 出産手当金 >

1年以上組合員であった方が退職時に出産手当金の給付を受けている場合は、退職後も引き続き残りの期間の給付を受けることができます。

支給額(日額) = $\frac{\text{標準報酬日額} \times 2}{3}$
標準報酬日額 = 標準報酬月額 ÷ 22

ただし、次に該当する場合は、給付を受けることはできません。

- 他の組合の組合員または健康保険の被保険者となった場合

※ 出産予定日または出産の日以前42日の期間内に退職する方は、退職日以降に給付を受けられる場合がありますので、公立学校共済組合山梨支部まで御相談ください。